



合法ドラッグと法の現実規定力

馬場, 健一

(Citation)

たばこ訴訟の法社会学:183-196

(Issue Date)

2000-01-20

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90008303>



第9章 合法ドラッグと法の現実規定力

馬場健一

1 反たばこ運動の古典性と現代性

たばこ問題の本質とは何であろうか。反たばこ運動の側はそれはもはや「マナー」の問題ではないとし、またこうした認識は一定程度社会的にも広がりをもちつつあるようにも思われる。とするとよく語られるように、たばこ問題とはそれが各種の健康被害を現在および将来の喫煙者や周囲にもたらすことであろうか。また医療費などの膨大な社会的コストを生じさせることであろうか。もしくは国家や大企業が有害物質の野放図な製造によって莫大な利益を得ていることであろうか。たばこ訴訟で問われていることは、こうした健康被害の低減や社会的コストの低減・均衡化、あるいは国家や企業の問題性の改善なのであるか。

こうした議論には一応の説得力はあるものの、何か問題の核心からはずれた副次的な問題属性または正当化であり、たばこのなんらかの本質的悪性を増幅して強調するための共鳴装置というべきではない

かという印象も受ける。人身に被害をもたらす危険物はそれこそ環境ホルモンから核兵器にいたるまであまた存在するし、社会的コスト論や国家・企業の問題性にしてもたばこ問題に限られるものではない。そもそも「有害」だからたばこが問題にされるのだろうか。そうではなくてたばこに否定的な評価が「有害」認識に先立って存在しているとか、この二つが同時並行的に強化し合っているとはいえないであろうか。社会問題のなかで他から区別されたたばこ問題の定性的性質を構成するものは何であろうか。

結論を先取りすれば、反たばこ運動の本質とは結局、特定の嗜好性薬物に対する規制強化運動の一形式に帰着し、それはいわば古典的な反麻薬運動の系譜に属する社会運動とみるべきものと思われる。もちろんたばこ問題がドラッグ問題だなどということはすでに当然のことであり、いまさらあらためて強調するほどのことではないという見方も可能かもしれない。しかし他方でこの自明の性質が、これまでどれほど自覚的に論じられ、他の反ドラッグ運動と比較され、また豊富な蓄積をもつそうした運動の社会学的研究の知見に照らして検討されてきたかについては疑問なしとしない。そこで本章第2節は、ドラッグ問題としてみる視角から、たばこの法的規制強化を目指す反たばこ運動を試論的に検討する。

他方、この反たばこポリティックスの現代性は、それが訴訟という形式を主軸に展開されており、権力による直接の弾圧や立法的禁圧を取ったり求めたりする古典的反薬物運動のスタイルとはやや位相を異にしているところにあるように思われる。本章第3節はこうした視座から、たばこ訴訟を特徴づけているいくつかの要因について指摘する。

最後に以上の知見をもとに、たばこ問題の取るべき方向性と、そこに法が果たしうる積極的役割がありうるかどうかについて第4節で簡単に触れて結びとしたい。

2 合法ドラッグとしてのたばこ

たばこは興奮剤の一種であり、その有効成分であるニコチンは致死性の毒物である。それは短時間に身体に耐性を生じさせ、また依存性・中毒性を有する。また、これは生命活動の維持に必須なものではない。⁽¹⁾ こうした特質は一般に理解される「麻薬」の定義そのものである。そして反たばこ運動の論理とエートスは、麻薬追放運動のそれだと考えたと一番得心がいく。たばこの「自他への健康被害」「社会的コスト」「大量生産・販拡の不道德性」が非難されるのは、それが単に有害物質（例えばダイオキシンやアスベストのような）であるからにとどまらず、それが「麻薬」でもある有害物質であるからだというべきである。たばこをめぐる議論が往々にして感情的対立を含むこと、喫煙者に負のラベルが貼られがちであり、それゆえまたそれに対する抵抗が存すること、逆に反たばこ運動に否定しがたい道徳的な（ときに一種宗教的なまでの）エートスが感じられること、さらに反たばこ運動がアメリカで草の根レベルで強力かつ継続的に遂行されていること、これらすべてはたばこ問題がドラッグ問題であり、その正当性をめぐるポリテイクスの問題であることを抜きには理解できない。

他方たばこは他の非合法の薬物とは異なり、現状では一定の国家的・社会的承認を得ている「合法ドラッグ」の一つである。そして体制内化した合法薬物の規制強化運動であることが、反たばこ運動に以下のような言説の屈折を与えており、それはそのまま法のもつ現実規定力を映す鏡となっている。

第一に、反たばこ運動はたばこが「麻薬」であるから撲滅せよという語り方は一般にはしない。それが身体に悪影響を及ぼす中毒性の薬物であるにもかかわらず、麻薬とか薬物乱用といった用語の使用が声高に行われたいのは、その合法性とそれと相関する社会的承認とが、そうした言説戦略の有効性を奪い、薬物ステイグマの希薄化を帰結させているからである（仮にたばここと類似した新種の薬物が流行すれば、おそらく「麻薬」「薬物乱用」と呼ばれるであろう）。であればこそ「迷惑・不快」「有害無益」「社会的コスト」といった言説がそれにかわってたばこの否定的評価を強化するために援用されることになる。分煙運動の段階においては「迷惑・不快」の論理は「個人の選択の自由」という強力な自由主義イデオロギ―と対立しないどころか、たばこ問題を「吸う自由」対「吸わない自由」という古典的な、人権の内在的制約論のなかへ回収可能にし、「棲み分け」の結論にとりあえずは落ち着かせることができた。だからこそこの「迷惑・不快」の論理が前面に出され、他の根拠はせいぜいそれを補強する補助的役割を担うことで十分だったのであって、ましてや反ドラッグのエートスなどは顕在化させる必要はなかった。まただからこそ喫煙者も含めて一定の社会的支持が得られたともいえる。しかしながらまさにほかならぬこのエートスのため、反たばこ運動は分煙運動を越えてさらに先に進むほかなく、また分煙もその境界画定をめぐって常にもめ続けざるをえない。製造物責任や医療費問題等を通じてたばこ会社や国家の責任を追及するなかで、反たばこ運動が結局「喫煙の自由」「合理的喫煙」なるものを否定するのは、たばこの麻薬性が感得されているからである。彼らにとっては「喫煙の自由」とは、薬物中毒になる自由ということであって、そのようなものを認めるわけにはいかないというわけであろう。同時に例えば合衆国市民の多くが喫煙の自由とその否定的評価とのあいだでのアンビバレントな感情をもつのも、た

とえ明確に言語化されていないにせよ、それが合法ドラッグであるからにはかならない（有害無害にかかわらず、非合法的なマリファナや阿片の「喫煙の自由」は存在しない）。反たばこ運動の目標が不明確であり、またたばこ問題をめぐる言説が複雑なものであるとすれば、それは合法性と薬物性の同時存在によって屈折しているだけのことであり、運動の究極目的はたばこの麻薬性の認知である⁽⁴⁾。反たばこ運動のいう「公衆衛生」は畢竟麻薬撲滅のユーフォリズムにすぎない⁽⁵⁾。

合法／違法コードによるカテゴリー化

たばこが合法ドラッグであることが反たばこ運動に与える別の屈折は、逆説的なことにそれがドラッグ使用により寛容さと理解とを求める運動（とりあえず「ドラッグ運動」⁽⁶⁾としておく）の論理といくつかの表層的な一致点を生んでしまうことである。

例えばドラッグ運動の側も、たばこの有害性や中毒性を強調し、それが国家によって容認され、社会的に放置され、企業の営利追求の商品とされていることには、総じて批判的である。もちろん彼らはたばこやアルコールが「合法ドラッグ」であることを正面から認識した上で、それが各種薬物のなかで特権的な位置づけを与えられていることとその恣意性とを問うものであるから、たばこを有害無益としてその規制強化を求める反たばこ運動とはエートスと方向性とを逆にしていてもいい。にもかかわらずこの薬物容認運動と薬物排斥運動とのあいだに「国共合作」が成立してしまうのは、互いに反対方向からではあれ、たばこの合法性の自明性とそれによって構築されている正当性とを揺るがしていこうとするモメントが働くからにはかならない。またドラッグ運動と反たばこ運動は、正確な知識を広めることとで薬物に対してより冷静かつ賢明な対応をする社会状況を作り出すべきだと考えるか、たばこの有害

性を啓蒙することで喫煙人口を減らすことを狙うかの差異はあるが、両者ともに教育の重要性を強調する点でも奇妙な一致を示す。その反面として、ドラッグ運動は薬物使用の非犯罪化を論じ、また一見意外ながら反たばこ運動においても、例えば未成年者の喫煙を非行問題として捉えるのではなく健康問題として考えるべきだとする認識が帰結する⁽⁷⁾。どちらの運動においても、違法行為として薬物使用者を単純に処罰したり逸脱視するだけでは、問題の真の解決にはならないと考えられている。にもかかわらず両派が直面せざるをえないのは、まさにそうした合法／違法のコードによるカテゴリー化なのである。ここでも薬物運動の左派と右派が照らし出してみせるのは、法の象徴機能と権力作用によって構築され正当化されている社会秩序であり、法の非反省的な現実規定力なのであろう。

しかし反たばこ運動がたばこの使用や販売の法禁を必ずしも求めないのは、このような合理的・啓蒙的判断だけに支えられているからというだけのものではないようである。禁煙教育の推進は、課税強化、広告・販売規制、国家や企業の責任追及、有害表示の要求、保険料等における喫煙者と非喫煙者の差別化といった一連の反たばこ運動の獲得目標の一環であるが、法禁と比して搦め手ともいふべきこうした戦略がとられるのは、禁酒法運動の失敗の経験などに照らすまでもなく、これら漸進的な手法の有効性が認識されているからではあるにしても、他方そうした戦術の布置と認識とはまた、たばこの合法性の壁が厚く、法禁が現実的には不可能であるという社会状況と相関的に考えられるべきものでもあろう。ここでもまたたばこの合法性が、その言説と戦術の範囲を規定しているのである⁽⁸⁾。

たばこ問題を薬物問題として捉えたときにみえてくるのは、その合法性が反たばこ運動の言説をこのように複雑に屈折させることであり、法のそうした強力な規定作用である。

しかしたばこの合法性が反たばこ運動に対してもつもつとも顕著な作用は、それによってたばこを

ぐるドラッグ・ポリテイクスが司法の場に持ち込まれていることであると思われる。そのことの意味を節をあらためて簡単に論じてみたい。

3 主戦場としての訴訟

司法の場で問う「合法」薬物

コーヒーからヘロインに至るまでの各種の薬物の政治的規制（あるいはその失敗）の歴史を顧みるに、そうした動きの多くは直接的な弾圧か、禁酒法制定にみられるように立法的禁圧を求めるものであった。⁽⁹⁾しかるに現代の反たばこ運動は、日米のそれにみられるように必ずしもそうした形を取ってはならず、訴訟が、排他的ではないにせよ非常に大きな役割を果たしている。

そうした戦略を反たばこ団体が選択する説明として、現代における司法の役割変容・拡大という一般的情况を背景に、立法や行政だけでは十分な規制が実現しえないからだとされたり、またアメリカにおける訴訟利用の固有の特質が指摘されたりもする。⁽¹⁰⁾しかしたばこ問題をドラッグ問題としてみた場合、もう少し別の側面は析出できないであろうか。

ある種の薬物の法規制の強化を司法的手段によって求める前提の第一は、再びそれが合法ドラッグであることである。違法な麻薬の規制強化を裁判によって現代型訴訟として遂行していくとか、違法ではないがよりマイナーなりーガル・ドラッグの違法性の確認を求めて裁判を起こすとかいうようなことも、ありえないことではなからうが、あまり聞かない話であり、またそれほど社会的インパクトがある訴訟ともなりえないように感じられる。たばこというよく知られた合法薬物であればこそ、それが司法の場

で問われることが衝撃力をもちうるのである。それは現代においては、法に依拠する司法という場が、逆説的なことにこれまで述べてきたたばこの合法性の自明性および、それによって構築されている正当性や社会的承認を問い返す場として一定の適合性をもちうることを示している。法の象徴機能と権力作
用、法の非反省的な現実規定力といったものが、まさに法制度の中心核である司法の場において法が直接的に語られ用いられ、その意味と機能とが再吟味されることによって、かえって揺るがされ、そのイデオロギー機能を弱めることになりうるのである。もちろんそうした戦略がどこまで成功するかは、法廷外の社会的・政治的要因や、社会変動に感応しそれを場合によっては促進しさえもするような応答性を当該司法がどの程度備えているかに強く依存するであろう（なお、こうした合法性の自明性を揺るがそうとするたばこ訴訟は、例えばマリファナの違法性の自明性を揺るがそうとドラッグ運動が訴訟を用いる場合と、こ
こでも構造的に対称関係になっている）。

少数かつ強大であることの逆説

司法による薬物規制の強化の試みを可能にする別の条件は、対抗勢力が少数でかつ強大であることである。このことはたばこ訴訟の文脈では、たばこ・ロビーが行政や立法において力をもっているために戦いを司法の場に移さざるをえないのだと消極的に語られることが普通であるが、ここではより積極的な意味で考えている。仮にたばこ製造が完全自由化され、それがアメリカのように少数企業の独占や日本のように半国営ともいふべき状況を脱し、全国に数多くの製造業者が生まれたら、たばこ訴訟は現在のように展開しうるであろうか。少なくとも訴訟を効率的に進め、莫大な賠償金を獲得することは困難になるに違いない。また逆にたばこが完全に違法化され、コカインや覚醒剤同様地下組織によって供給

されるものとなった場合も訴訟遂行は不可能である。ここには相手が強大・合法だからこそ訴訟が可能となっているという逆説が存在している。

このことは、もう一つの合法ドラッグであるアルコールでは「嫌酒権訴訟」や「アルコール病訴訟」が提起されない、少なくとも一つの機能的な説明になる。製造業者が多様かつ分散的に存在しているのでは司法は薬物規制の武器としては切れ味が落ちるのである。

なお、ドラッグとしてのアルコールの追及を司法内外でたばこより困難にしている別の理由は、おそらく社会的許容度の差異であろう。摂取形式や効果の面での違いもあるので単純に比較はできないものの、自他への被害や社会的コストの点においてたばこの方が酒よりも悪質であるとは一概にはいいえないように思われる。とすると反たばこ運動の現状の論理は、突き詰めれば禁酒運動にも進まざるをえないのではなからうか。

以上第2節と第3節において、反たばこ運動を合法ドラッグの規制運動としてみたときにあらわれるいくつかの特質を指摘してきた。もちろん反たばこ運動やたばこ訴訟を規定している諸要因については、社会運動論や逸脱の社会学の豊富な蓄積¹¹⁾にもとづいてさらに一般的に詳しく分析することも可能であろうが、以上の検討からだけでも反たばこ運動がいくつかの屈折やジレンマ、逆説、さらに場合によっては危うさまでをもちかえた特有の社会運動であることは一定示しえたのではないかと思う。そしてそれは結局、たばこの合法性と薬物性という両義性に規定されたものといえるように思われる。とすると結局問題は、嗜好性薬物に対して法あるいは司法はいかに対応すべきなのか、という難問に帰着してしまう。最後にこの点も視野におさめつつ、無謀を承知でたばこ問題のあるべき一つの方向性についての私論を提示して結論にかえたい。

4 たばこ問題の認識枠組みの拡大に向けて

反薬物運動という側面をこれからも反たばこ運動が維持・強化していくとすると、社会が徐々にたばこという薬物使用に実際に不寛容になりつつある状況にも照らして、結果的に喫煙のいつその逸脱行為視と喫煙者に対するステイグマの強化を帰結する可能性が強い。実際そうした認識がより広がれば、喫煙人口を減らすという反たばこ運動の長期的目標は達成されることになる。しかしそれはやや誇張していえば、喫煙者にマリファナや覚醒剤の使用者に準じる地位を与えることに等しいのではなからうか。いったいこのような新しい逸脱者カテゴリーを作出・強化することが問題の解決といえるのだろうか。それは飲酒や特定のライフスタイルや身体的特性にも拡張されかねない抑圧と管理の契機を孕まないだろうか。⁽¹²⁾ そうした方向性は、ただでさえ断片化された現代における非日常的祝祭空間をさらに塗り込めていく傾向と無縁たりうるだろうか。そもそもそうしたステイグマ付与の副作用をさらに塗り込めていく傾向と無縁たりうるだろうか。そもそもそうしたステイグマ付与の副作用を回避しつつ、社会における喫煙人口を低減させていく戦略は不可能なのであろうか。

反たばこ運動は、たばこというドラッグがその有害性にもかかわらず社会的に無自覚に容認されすぎていることを問題視する。またそれが、非合法の薬物がやはりあまりに無反省に危険視され、その所持や使用が安易に犯罪行為として重罰を科せられる現状を批判するドラッグ運動と表裏の関係にあることはすでにみた。そしてこうした恣意的な容認と禁圧とは、ともに法の現実規定力によって支えられているものであった。

反たばこ運動が「たばこたたき」を越え、また喫煙者へのステイグマ付与という抑圧や副作用を回避

しつつ、運動を持続的かつ説得力をもって継続していく一つの方向性は、薬物問題におけるこうした法の恣意的な線引き・カテゴリー化自体を問い返すような認識の深みを獲得することに求められうるのではなからうか。たばこ問題を嗜好性薬物全体に対して法と国家とがきわめて恣意的な対応を行っていることの一環と位置づけ、薬物と社会とのより好ましい関係についての展望をもった上で、この恣意性を緩和し、法的規制の部分的強化と非犯罪化とをセットに、より総合的な視点から対策を求め、進めるような薬物問題の専門的社会的運動へと展開するならば、反たばこ運動が道德十字軍だとの反発を受ける危険も減るであろう。

最後に、法はここではこうした恣意的な現実規定を行う権力として批判される対象ではあるが、他方ですでにみたように、そうした法のありようが揺らぎ、問い返される場もまた司法という法の磁場の中心部でありえた。現実にはあまたの制度的社会的困難をかかえているとはいえず、司法がたばこ問題や広く薬物問題一般に果たしうる積極的役割がありうるはずとすれば、それは薬物をめぐる合理的な議論を保障すると同時に、薬物使用をめぐる言説と実践とが私的空間を塗り込めてしまわないようにする賢慮をも示しつつ、この合法／違法の恣意的線引きの緩和・調整のフォーラムとして幾ばくかの寄与をしようとするに、とりあえずは求められるのではなからうか。

注

- (1) A・ワイル、W・ローセン、ハミルトン・瑤子訳『チョコレートからヘロインまで』(第三書館、一九八六年)七七―八一頁。http://www.hal.ne.jp/tarako/drug/(WWWサイトのURLは一九九九年一月四日現在のものであり変更される可能性がある。以下同様。)
- (2) アメリカでのたばこ訴訟が一九五〇年代にまで遡ることにつき、フィリップ・J・ヒルツ、小林薫訳『タ

バコ・ウォーズ——米タバコ帝国の栄光と崩壊』（早川書房、一九九八年）二八七—三〇七頁、マーク・ギヤランター、澤敬子・渡辺千原訳「アメリカたばこ訴訟の展開」（本書第2章）第2節参照。

- (3) なお合法ドラッグという場合、たばこや酒といった法的・社会的承認を受けている薬物をいう場合と、非合法ではないが、サブカルチャーにとどまるための法的・社会的評価を受けていないドラッグをも含む場合とがある。

- (4) 棚瀬孝雄「米国タバコ訴訟の展開とタバコ政策——喫煙自由と喫煙禁止との狭間」『ジュリスト』一一四九号（一九九九年）六六—七四頁（本書第1章）が指摘するこうした論点は、たばこ問題を合法麻薬問題とみる視点を導入することで、より見通しがよくなるのではなからうか。

- (5) なおまた嫌煙権運動とたばこPL訴訟とは、「法主体」の変容があるなどと語られることがあるが、それは以上のような二つの運動のありようの差異からの論理的帰結であって、それ以上の例えばより大きな社会変化や法の役割変化とは無縁であろう。

- (6) ドラッグについての包括的な情報は、前掲注(1)文献が詳しい。当局発表の薬物情報については、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターのホームページ <http://www.dapc.or.jp/> 参照（この両者の比較はきわめて興味深い）。ドラッグ運動の代表的かつもつとも強力なものはマリファナ（大麻・麻）合法化運動であろう。文献としては、やや古いが、マリファナ・ナウ編集会編『マリファナ・ナウ』（第三書館、一九八一年）、エロロジ等の視角も取り込んだ近年の動向を知るには、Jack Herer, *The Emperor Wears No Clothes*, 10th ed. (HEMP/Queen of Clubs Publishing, 1996) が参考になる。WWWサイトとしては、日本のものでは、弁護士の主催するものとして、<http://www.asahi-net.or.jp/~TS2H-MRI/> エロロジの視点を前面に出したものとして、<http://www.bekkoame.ne.jp/~tainado/> 参照。

- (7) TOPIC/たばこ問題情報センター発行のミニコミ誌『日本のたばこ事情（一九九八年版）』より。ただし学校や社会が未成年者の喫煙を「非行」と認知する度合いが下がることは、反たばこ運動にとってジレンマのほゞである。またドラッグ・カルチャーはメインストリームに対する反抗のシンボル性を帯びるものであるから、未成年者の喫煙に禁煙教育という啓蒙的手段を対置させるだけで必要十分といえるかどうかは疑問なしとしない。「よい子」はもともとたばこなど吸わないものである。たばこ対策に関してリアルな分

析をする、ステイヴン・D・シユガーマン、南野佳代訳「たばこ規制の国際的諸側面」(本書第8章)も同様に禁煙教育の効果には懐疑的である。なお、未成年者喫煙禁止法の成立過程を軸に未成年者の「喫煙問題」のもつ社会的意味を探るものとして、林雅代「近代日本の『青少年』観に関する一考察」『教育社会学研究』第五六集(一九九五年)六五―八〇頁。未成年者を標的にしたアメリカのたばこ会社の販売戦略については、注(2)のヒルツ前掲書、九五―一四八頁が興味深い。

- (8) 注(7)で触れたミニコミ誌は、未成年者の喫煙を非行問題と捉え処罰することに否定的である一方で、子どもの喫煙を容認した親や未成年者にたばこを販売した者を罰する未成年者喫煙禁止法の執行の強化を求めているようにも読める。なお、たばこ病訴訟のホームページの「Q & A」欄では、「たばこの製造販売・販売禁止を求めないのはなぜですか」という問いに「アメリカの『禁酒法時代』と同じに、マフィア・暴力団の資金源となってしまう、国家権力との壮絶な闘いになる危険性があるからです。／要するにたばこは、広告や自動販売機、各種イベント等を規制し禁煙教育や分煙対策を徹底させることが重要で『吸いづらい社会』『売りづらい社会』を目指して行くのが当面の目標です」と答えている。 <http://plaza10.mbn.or.jp/~sensho/Qanda.htm>

(9) こうした歴史についても前掲注(1)文献が詳しい。

(10) 注(4)の棚瀬前掲論文、六七―六九頁(本書第1章第2節)。

(11) たばこ訴訟にも適用可能な、資源動員論の枠組みに依拠した裁判過程の分析として、宮澤節生『法過程のリアリティ』(信山社出版、一九九四年)第一〇講「裁判による権利の形成」参照。禁酒法やマリファナ税法といった薬物規制法の制定過程は、逸脱の社会学のスリリングな分析が加えられてきた分野である。大村英昭・宝月誠『逸脱の社会学』(新曜社、一九七九年)、特に第3章「法規範の形成過程」参照。この問題では特にとどのような社会的アクターによって薬物規制が進められてきたのが、重要な論点であるように思われる。

(12) 注(4)の棚瀬前掲論文、七二―七三頁(本書第1章第4節)は、こうしたステイグマ化と管理化とを「喫煙者の周縁化」と呼んで指摘する。また同六九―七〇頁(同第3節)は、喫煙者に対する保険料の高額化の主張などは、合理的な計算にもとづくものとはいえず、結局は喫煙を反社会的行為とみなすことでしか正当

化しえないことを看破する。また吉田邦彦「たばこ問題と現代型訴訟——不法行為・医療保障上の課題及び法的推論の型」『ジュリスト』一一四九号（一九九九年）八一頁は、保険料の高額化の主張がエイズや遺伝性疾患の問題ともつながりうるものであることを示唆する。